

和歌山市独自報酬基準（平成21年4月1日基準適用）

次に掲げる要件に適合するものとして市長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）において、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表をいう。以下同じ。）の小規模多機能型居宅介護費を算定する場合に、各要件に該当すれば1月につき200単位を加算する。

要件1 独自報酬算定月の前月において、次に掲げるいずれかの基準に該当すること。

- (1) 介護福祉士の資格を有する常勤の介護従業者を3人以上配置していること。
- (2) 認知症介護実践者研修（実践者研修）、基礎課程を修了した常勤の介護従業者を5人以上配置していること。

ただし、(1)及び(2)についてサービス提供体制の加算申請をした場合は、該当しないものである。又、(1)及び(2)の条件を満たした場合であっても1月につき200単位を加算するものである。

要件2 独自報酬算定月の前月において、次に掲げるいずれの基準にも該当すること。

- (1) 地域住民を対象とした介護教室など登録者でない地域住民が気軽に事業所に立ち寄ることができる行事等を開催していること。
- (2) 地域の集まりである自治会、婦人会、老人クラブ等や地域の活動である夏祭り、清掃活動、通学児童の見守り等に積極的に参加をおこなっていること。

要件3 独自報酬算定月の前月において、次に掲げる基準に該当すること。

- (1) 要介護度4、5の利用者を全登録者の2割以上受け入れていること。